

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法及び高山市介護保険条例に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護(支援)認定及び保険給付などに関する事務を行っている。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ②被保険者証又は認定証に関するもの ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関するもの ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関するもの ⑨保険給付の支払の一時差止めに関するもの ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関するもの ⑪保険料の徴収又は保険料の賦課に関するもの ⑫総合事業利用届出(介護予防ケアマネジメント作成依頼届、基本チェックリスト等)の登録及び判定 ⑬事業対象者(総合事業)の資格管理 ⑭総合事業高額介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 ⑮総合事業高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給申請、支給決定 【介護保険に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。 【介護保険に関する手続の電子申請】 市は情報提供等記録開示システム(マイナポータル)による電子申請の受付を行う。
③システムの名称	介護保険システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
	【情報照会事務】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、第47条 【情報提供事務】

②法令上の根拠	「個人情報提供手続」 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第47条、第55条、第59条の2の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 高年介護課
②所属長の役職名	高年介護課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市市民福祉部高年介護課 介護支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市市民福祉部高年介護課 介護支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護を行っている。マイナンバー入りの書類を郵送する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、入念にチェックを行っている。 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証によって限定されており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月20日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務。(2)事	記載なし	⑫総合事業利用届出(介護予防ケアマネジメント作成依頼票、基本チェックリスト等)の登録及	事後	①重要な変更(特定個人情報 を取り扱う事務の追加)
平成29年12月20日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 (2)所属長	倭 一弘	石腰 洋平	事後	重要な変更(該当する項目で はないため、事前の提出・公
平成29年12月20日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	介護保険グループ	介護保険係	事後	重要な変更(該当する項目で はないため、事前の提出・公
平成29年12月20日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問	介護保険グループ	介護保険係	事後	重要な変更(該当する項目で はないため、事前の提出・公
平成29年12月20日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
平成29年12月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
平成31年1月8日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連	[情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	③その他の変更(行政手続に おける特定の個人を識別する
平成31年1月8日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 (2)所属長	高年介護課長 石腰 洋平	高年介護課長	事後	③その他の変更(様式の改正 に伴う所属長氏名の削除)
平成31年1月8日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
平成31年1月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成30年11月30日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
平成31年1月8日	IVリスク対策 1～9	記載なし	記載あり	事後	③その他の変更(様式の改正 に伴うリスク対策の追加)
令和2年1月28日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連	[情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	③その他の変更(行政手続に おける特定の個人を識別する
令和2年1月28日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	高山市福祉部高年介護課 介護保険係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	高山市福祉部高年介護課 介護支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	事後	重要な変更(該当する項目で はないため、事前の提出・公
令和2年1月28日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問	高山市福祉部高年介護課 介護保険係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	高山市福祉部高年介護課 介護支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	事後	重要な変更(該当する項目で はないため、事前の提出・公
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日 時点	令和元年12月31日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成30年11月30日 時点	令和元年12月31日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
令和3年3月24日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連	[情報提供事務] 2. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報提供事務] 2. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
令和3年3月24日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和元年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
令和3年3月24日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	令和元年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
令和4年3月9日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務。(3)シ	記載なし	[介護保険に関する手続の電子申請] 市は情報提供等記録開示システム(マイナポ	事前	情報提供等記録開示システム (マイナポータル)の運用開始
令和4年3月9日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務。(3)シ	介護保険システム、収納消込システム、滞納整 理システム、口座システム、中間サーバー	介護保険システム、収納消込システム、滞納整 理システム、口座システム、中間サーバー、情	事前	情報提供等記録開示システム (マイナポータル)の運用開始
令和4年3月9日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
令和4年3月9日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	令和3年12月31日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
令和5年3月17日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年12月31日 時点	令和4年12月31日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
令和5年3月17日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務。(3)シ	介護保険システム、収納消込システム、滞納整 理システム、口座システム、中間サーバー、情	介護保険システム、収納消込システム、滞納整 理システム、口座システム、中間サーバー、情	事前	申請管理システムの運用開始 によるもの
令和6年3月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	令和5年12月31日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、
令和6年9月20日	I 関連情報 3.個人番号の利 用	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月20日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月20日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署	福祉部 高年介護課	市民福祉部 高年介護課	事後	組織改編に伴う修正
令和6年9月20日	I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	高山市福祉部高年介護課 介護支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	高山市市民福祉部高年介護課 介護支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	事後	組織改編に伴う修正
令和6年9月20日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問	高山市福祉部高年介護課 介護支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	高山市市民福祉部高年介護課 介護支援係 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	事後	組織改編に伴う修正
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和5年12月31日 時点	令和6年8月31日 時点	事後	基幹システム標準化対応に伴 う見直し
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	令和5年12月31日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	基幹システム標準化対応に伴 う見直し
令和7年2月17日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和6年8月31日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、 しきい値判断を改めて実施し たもの)
令和7年2月17日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	令和6年8月31日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	③その他の変更(特定個人情報 保護評価の再実施に伴い、 しきい値判断を改めて実施し たもの)
令和7年2月17日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業 判断の根拠	記載なし	特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用 する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワ ードによる保護を行っている。マイナンバー入 りの書類を郵送する際は、宛先に間違いがない か、関係のない者の特定個人情報が含まれて いないかなど、入念にチェックを行っている。 特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠 できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミス が発生するリスクへの対策は「十分である」と考 えられる。	事後	様式変更による見直し
令和7年2月17日	IVリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策	記載なし	介護保険システムへのアクセスが可能な職員 は、静脈認証によって限定されており、アクセ ス可能な職員の名簿を年度ごとに作成すること で、アクセス権限の適切な管理を行っている。こ れらの対策を講じていることから、権限のない 者(元職員、アクセス権限のない職員等)によ って不正に使用されるリスクへの対策は「十分 である」と考えられる。	事後	様式変更による見直し